

電子著作物相互利用事業
電子著作物権利処理代行契約書

本事業に参加の電子著作物の著作権者（甲）と公益社団法人 私立大学情報教育協会（乙）は、乙が実施する電子著作物の権利処理の代行について、以下の通り契約を締結する。

（定義）

- 1 電子著作物とは、デジタル方式により作成された著作物を言う。
- 2 本事業に参加の著作権者とは、乙が実施する電子著作物権利処理システム（以下、「システム」と言う）に登録されている大学または所属教職員を言う。
- 3 所属教職員とは、所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。
- 4 電子著作物の権利処理の代行とは、乙が甲に代わってシステムに登録されている利用者を対象に利用許諾を行うことを言う。
- 5 利用者とは、システムに登録されている大学または所属教職員を言う。
- 6 権利処理代行で扱う電子著作物は、システムに登録されている著作物とする。
- 7 乙が行う利用許諾の範囲は、電子著作物の複製、譲渡、公衆送信、伝達とする。また、甲が認めた場合は、加工も含むものとする。

（電子著作物の管理）

- 第1条 電子著作物の更新・改廃については、権利者の責任において行うものとする。
- 2 システムに登録される電子著作物の保管は、乙がASPサービスを委託する業者に設置のサーバ、または甲所属の大学内に設置のサーバに格納し、甲、乙の責任において行うものとする。

（システムへの登録手続き）

- 第2条 甲は登録に際して、所属大学または乙が発行するID・パスワードによりシステムの認証を受けるものとする。
- 2 登録手続きは、電子著作物に関する情報および甲の個人情報など、甲が権利処理代行に必要な情報をシステムに登録するものとする。
- 3 甲が複数による場合は、甲のうち1名が代表して手続きを行うものとする。

（使用料の決定および徴収・分配）

- 第3条 使用料は、有料・無料を問わず甲による指定とする。
- 2 使用料の徴収は、乙が甲に代わって前年度分の使用料を5月末までに行い、6月末までに甲に分配する。
- 3 使用料の分配に伴い、必要に応じて乙は甲の個人情報を収集・提供するものとする。

（利用履歴情報の提供）

- 第4条 乙は甲の希望により、利用履歴情報（利用者の氏名、大学名、利用規模等）を提供するものとする。

（契約期間）

- 第5条 契約期間は、契約締結の日から最初に到達する3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、乙または甲が契約解除の意思表示をしないときには、本契約は自動的に更新されたものとする。

（地位承継の届け出）

- 第6条 地位承継の届け出は、甲によりすみやかにその旨を乙に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者より、すみやかに乙に届け出なければならない。

（委託契約の解除）

- 第7条 甲により、契約期間満了の1ヶ月前までに書面で乙に申し出ることにより、本契約を解除することができる。

（協議）

- 第8条 本契約に定めのない問題が生じた場合は、甲と乙が協議し、円満にその解決にあたるものとする。

- 第9条 本契約の効力は、契約年月日にかかわらず、甲がシステムに登録された日から生じるものとする。

平成 年 月 日
(甲)

印

(乙) 東京都千代田区九段北四丁目一番十四号
公益社団法人 私立大学情報教育協会
会長 向 殿 政 男

印